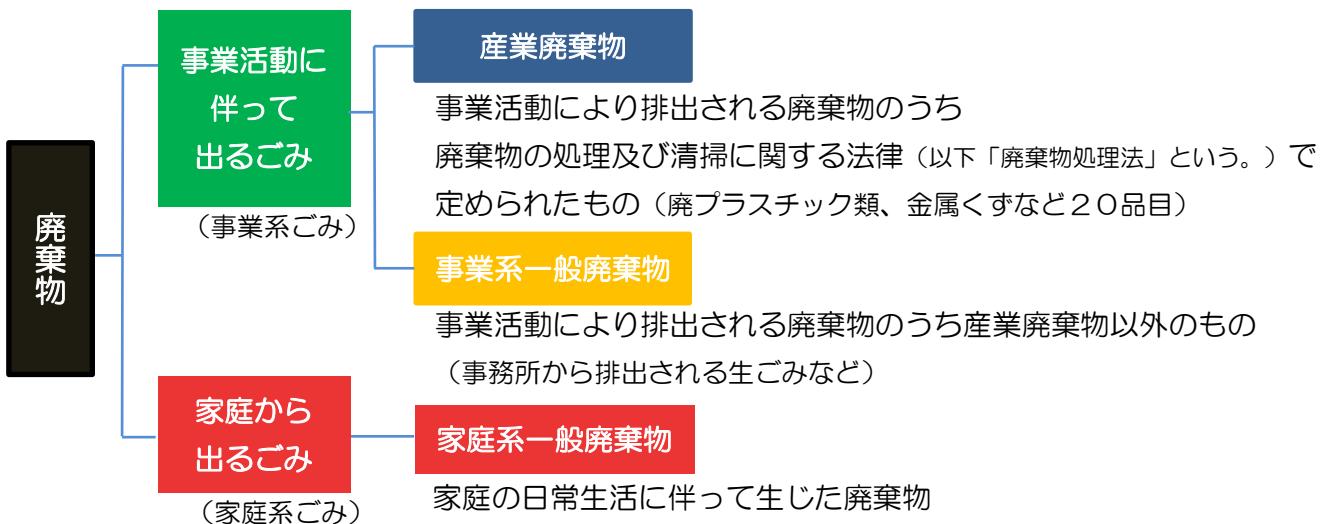


福祉施設から排出される廃棄物の取扱いについて

環境部 廃棄物対策課

1. 一般廃棄物と産業廃棄物の区分



2. 排出者責任

廃棄物処理法第3条第1項では、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任は排出事業者にあると規定されています。

排出事業者は、事業活動に伴い生ずる廃棄物を自社の廃棄物として自ら処理するか、もしくは廃棄物処理業の許可（収集・運搬または処分）を有する業者にその廃棄物処理を委託しなければなりません。

事業系ごみの適正処理については、事業者用「ごみ分別はやわかり帳」をご覧ください。廃棄物対策課のホームページに掲載しています。

また、適正処理についての動画も作成しています。廃棄物対策課のホームページに動画の概要版を掲載しているほか、廃棄物対策課の窓口ではDVDの貸し出しも行っています。ぜひご利用ください！



松山市HPで検索

事業系ごみ 動画

事業者用はやわかり帳

検索

検索



3. 福祉施設から排出される廃棄物のうち特に注意すること

事業所から出るごみは事業系ごみのため、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。

ただし、老人ホームなど居住性のあるサービスを行う事業所の場合、居室部分から出るごみは家庭系ごみにあたります。そのため、同じ建物から出たごみでも、どのスペースから出たごみによって、処分方法が異なります。

【例】

養護老人ホームで
出したごみ



事務室から
出たもの

= 事業活動に伴って
生じたごみ

事業系ごみ



入居者の個室から
出たもの

= 居室部分から出る
ごみ

家庭系ごみ

4. 紙おむつの取扱いについて

福祉施設から出る紙おむつが、事業系ごみと家庭系ごみのどちらに該当するかについては、サービス利用者の居住性の有無により判断します。

「居住性あり」と判断されるサービスから出る場合は家庭系ごみに該当し、「居住性なし」と判断されるサービスから出る場合は事業系ごみに該当します。また、医療系に分類されるサービスから出る場合も、事業系ごみに該当します。

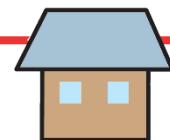
各サービスの分類については、以下のとおりです。



《家庭系ごみ》に該当するサービス

「居住性あり」のサービス

特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、軽費老人ホーム（B型）、有料老人ホーム（住宅型）、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、福祉型障害児入所施設、救護施設、サービス付き高齢者向け住宅



上記サービスに伴って排出された紙おむつは、家庭系ごみのため、家庭系ごみステーションに出すことができます。ただし、家庭系ごみステーションは町内会などが管理していることが多いため、管理者と事前に協議しましょう。諸事情により家庭系ごみステーションを利用できない場合は、清掃課にご相談ください。

また、直接クリーンセンターに運搬する場合は、清掃施設課にご相談ください。

《事業系ごみ》に該当するサービス

「居住性なし」のサービス

通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）、児童発達支援、障害児通所支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、小規模作業所

医療系サービス

通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養病床等）、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）



上記サービスに伴って排出された紙おむつは、産業廃棄物に区分されるため、自社の廃棄物として法で定められた基準に従って自ら処理するか、産業廃棄物処理業の許可（収集・運搬または処分）を有する業者と契約し、廃棄物処理を委託しなければなりません。

《お問合せ・連絡先》 廃棄物対策課 事業所指導担当 (TEL 948-6959)

